

神戸市外国語大学研究倫理委員会の運用について（内規）

2020年4月1日

（目的）

第1条 この内規は、神戸市外国語大学研究倫理委員会規程(2018年4月1日規程第2号)。以下「委員会規程」という。)第6条の規定に基づき、神戸市外国語大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（審査対象）

第2条 委員長は、研究を行おうとする研究者から、研究計画又は公表予定原稿の倫理審査の申請があった場合は、委員会を開催し、その内容についての審査を行う。

2 前項の研究者とは本学に在学又は在籍して研究に従事する者をいう。

3 大学院学生及び研究生が行おうとする研究については、指導教員が内容を十分に検討し、必要があると判断した場合には指導教員が申請を行う。

4 学部学生が行おうとする研究については、指導教員が十分な倫理的配慮を行うよう責任をもって指導することとするが、必要があると判断した場合には指導教員が申請を行うことができる。

（審査手続）

第3条 審査を希望する研究者(以下「申請者」という。)は、「神戸市外国語大学研究倫理審査申請書」、「研究計画書」、その他必要とされる書類を事前に委員長に提出するものとする。

（議決要件と判定）

第4条 委員長は、委員会規程第1条の規定により委員会を開催し、同第2条の規定により審査の判定を行うことを原則とする。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（審査の結果）

第5条 委員長は、審査の結果を速やかに「研究倫理審査結果通知書」により申請者に通知するとともに、教授会にて報告する。

2 申請者は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

（再審査）

第6条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

（研究計画変更又は研究遂行中の審査）

第7条 委員会が承認又は条件付承認の判定を行った研究計画について、申請者が軽微でない変更を加えようとし、かつ、引き続き委員会の承認を受けることを希望する場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 研究開始時に審査を経ていない研究計画について、研究遂行中に研究者が研究計画の倫理審査を希望する場合は、審査の申請を受け付ける。

3 前2項に規定する審査を行う場合は、第3条から前条までの規定を準用する。

（雑則）

第8条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関して必要な事項は、委員会が定める。